

条例の一部改正に関する資料

令和7年3月11日提出

大 崎 市

目 次

議案第 4 5 号 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	1
---	---

●議案第45号 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第3項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2)・(3) 略 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されてい</u>	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第3項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う _____こと。 (2)・(3) 略

<u>ること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ _____ (2) 略 6・7 略 (職員) 第29条 略	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 4・5 略 (職員) 第29条 略
---	--

2 保育士の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき当該児童の保育を行う場合に限り。)に掲げる区分に応じ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 25人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき当該児童の保育を受け入れる場合に限り。)に掲げる乳幼児の区分に応じ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 25人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき当該児童の保育を行う場合に限り。)に掲げる区分に応じ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 25人につき1人

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき当該児童の保育を行う場合に限り。)に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね

2 保育士の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき当該児童の保育を行う場合に限り。)に掲げる区分に応じ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 30人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき当該児童の保育を受け入れる場合に限り。)に掲げる乳幼児の区分に応じ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 30人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき当該児童の保育を行う場合に限り。)に掲げる区分に応じ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね 20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね 30人につき1人

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号(第3号及び第4号については、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき当該児童の保育を行う場合に限り。)に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね

<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 附 則 1～3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5・6 略	<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 附 則 1～3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5・6 略
---	---